

## 警報等が発表された場合の措置について

暴風（雪）警報または各種の特別警報等が発表された場合、以下のように対応します。

### 1 特別警報発表時

午前 8 時 30 分までに、京都府南部（京都・亀岡または南丹）に各種の特別警報が発表されているときは、休校とする。

※特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合でも、休校とし、生徒は自宅待機とする。

### 2 学校所在地における避難指示等発令時

午前 8 時 30 分までに、亀岡市馬路町に避難勧告・避難指示が発令された場合は、休校とする。

### 3 暴風（雪）警報発表時

午前 7 時の時点で、京都府南部(京都・亀岡または南丹)に暴風(雪)警報が発表されているとき、生徒は自宅待機とする。午前 10 時 30 分までに解除された場合、以下の表のとおり授業を開始する。

| 警報解除時間          | 授業開始時間                   |
|-----------------|--------------------------|
| 8 時 30 分までの解除   | 10 時 15 分から出席確認後、3 限より開始 |
| 10 時 30 分までの解除  | 13 時 15 分から出席確認後、5 限より開始 |
| 10 時 30 分時点で発表中 | 休校とする                    |

### 4 熱中症特別警戒アラート発表時

京都府に熱中症特別警戒アラートが発表されているときは、休校とする。

※熱中症特別警戒アラートは一日単位で、前日の夕方 14 時と、当日の朝 5 時に発表される。発表後に天候が変わっても、取り消しはない。

### <注意事項>

- 1 当日、学校からの連絡はありません。また、学校への電話は回線が混雑してかかりにくくなるため、各自でテレビ、インターネット等の気象情報を確認して判断してください。
- 2 特別警報はすべての特別警報が自宅待機（休校）の対象となりますが、警報は「暴風警報」のみで、大雨警報や洪水警報は対象になりません。また、熱中症警戒アラートも対象になりません。
- 3 登校後に暴風警報・特別警報等が発表された場合は、状況に応じて、緊急下校・学校待機などの措置を取ります。（別途指示します。）
- 4 大雨、洪水等の可能性のある場合の登下校に際しては、次の点について注意すること。
  - (1) 増水した河川には絶対に近づかないでください
  - (2) 増水した道路側溝等に十分注意してください
  - (3) 土砂崩れ箇所、冠水道路等を避け登下校してください